

# 福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会規約

## 第1条【名称】

本会は「福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会」と称する。

## 第2条【目的】

本県における企業等の社会貢献活動について、企業等が福祉関係機関・団体等と連携を図りながら、効果的な活動を行うことのできる基盤づくりを行い、さらには活動を発展させ、本県の福祉の増進を図っていくことを目的とする。

## 第3条【事業】

本会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉関係機関・団体等と企業等間の情報提供
- (2) 福祉関係機関・団体と企業等間の意見や活動調整
- (3) 企業等の社会貢献に関する活動メニューの提案、開発
- (4) 会員相互および福祉関係者との情報交換、研修の機会の提供
- (5) 企業等の社会貢献に関する調査・研究
- (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第4条【会員】

本会の会員は、第2条の目的に賛同し入会した者（県内企業等）とする。

## 第5条【会費】

本会の会員は次に掲げる会費一口以上を毎年納入するものとする。

年額：一口 5,000円

## 第6条【組織】

本会を代表し会務を総括するものとして、会長1名、副会長1名、本会会計を監査する2名を会員の互選によって選出する。

任期は2年とし再任は妨げない。補欠により就任した場合の任期は残任期間とする。

## 第7条【運営委員会】

本会の運営を円滑に行うため運営委員会を置く。

運営委員長：1名 副委員長：1名 運営委員：若干名

2. 運営委員は会員の互選によって選出する。任期は2年とし再任は妨げない。

補欠により就任した場合の任期は残任期間とする。

## 第8条【総会】

総会は会長の召集により毎年1回開催する。

## 第9条【会計】

本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10条【事務局】

本会の事務局は社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 福井県ボランティアセンター内に置く。

## 第11条【付則】

この規約は平成8年10月16日より施行する。